

2025 年 12 月 4 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス タ ー ト ラ イ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 村 賢 治
(コード番号：477A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取 締 役 井 上 剛
(TEL 050-5893-8926)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2025 年 11 月 19 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2025 年 12 月 4 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 | 1 株につき 金 374円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。) |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | 523,600,000円 |
| (3) 仮 条 件 | 440円から480円 |
| (4) 仮 条 件 の 決 定 理 由 | 当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。 |

2. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 | 1 株につき 金 374円 |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | 81,906,000円 |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 数 | 当社普通株式 1,400,000株 |
| (2) 売 出 株 式 数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 60,000株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限219,000株 |
| (3) 需 要 の 申 告 期 間 | 2025年12月5日(金曜日)から
2025年12月11日(木曜日)まで |
| (4) 価 格 決 定 日 | 2025年12月12日(金曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申 込 期 間 | 2025年12月15日(月曜日)から
2025年12月18日(木曜日)まで |
| (6) 払 込 期 日 | 2025年12月19日(金曜日) |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 2025年12月22日(月曜日) |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が219,000株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である株式会社ウエスト（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年11月19日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式219,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2025年12月22日（上場日）から2026年1月16日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。